

労働保険の加入手続きについて

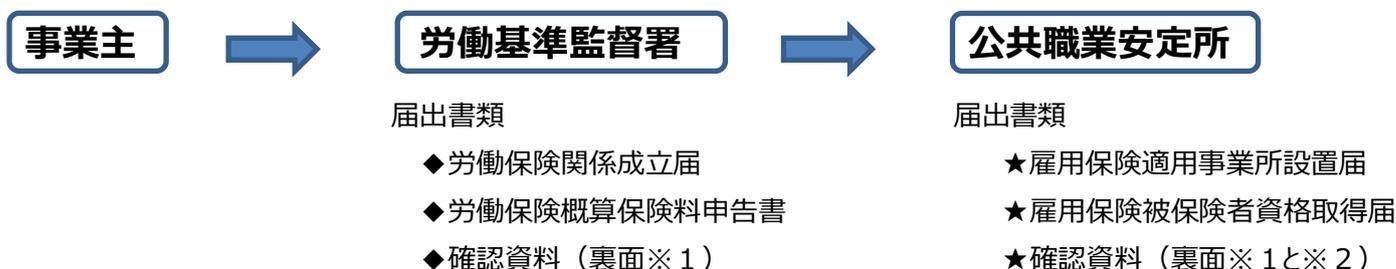
労働保険とは、**労災保険**と**雇用保険**を総称したものです。

★**一元適用事業とは**…労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等を一括に取り扱う、二元適用事業以外のすべての事業が該当します。

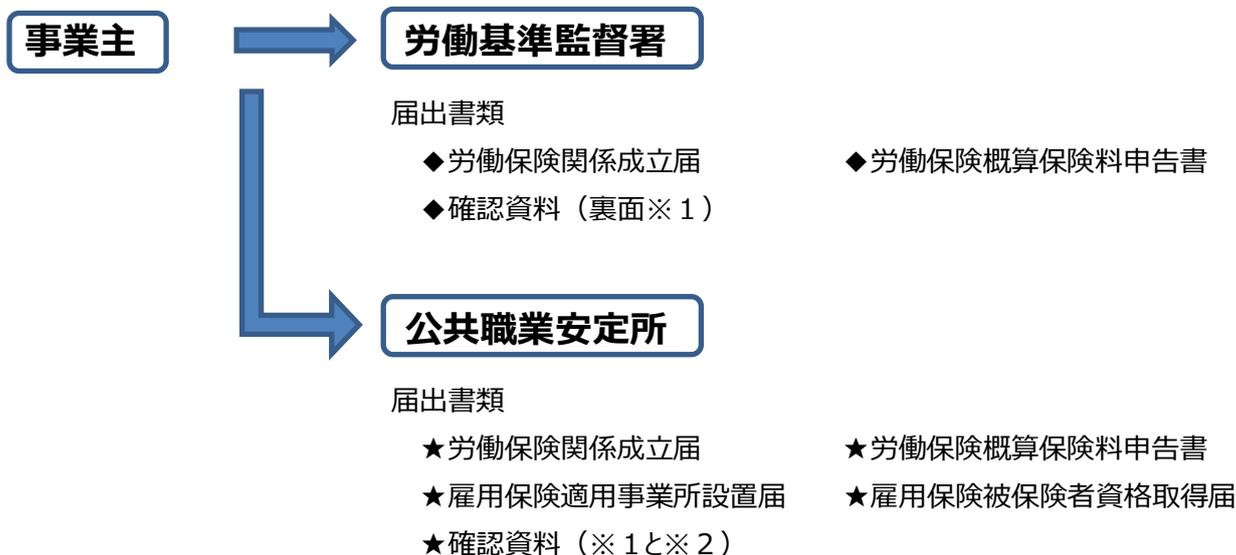
★**二元適用事業とは**…労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等を別個に取り扱う下記の事業が該当します。

- ① 都道府県及び市町村並びにこれらに準ずるものを行う事業
- ② 農林水産の事業（船員雇用事業については、一元適用事業となります）
- ③ 建設の事業
- ④ 港湾労働法の適用される六大港湾における港湾運送の行為を行う事業。

一元適用事業の場合



二元適用事業の場合



労働保険の加入手続きを労働基準監督署で行っただけでは、雇用保険に加入したことはありません。

雇用保険の加入対象者がいる場合は、必ず公共職業安定所で雇用保険加入の手続きを行ってください。

確認資料 ※ 1

法人の場合

- 登記事項証明書（コピー可）
（設置届に法人番号が記入されている場合は省略可能）

事業所の所在地が登記されたものと違っている場合は、所在地が明記されている書類が別途必要です※

- 名称等ゴム印

個人の場合

- 事業主の住民票もしくは免許証など（コピー可）
（事業主の住所が確認できる書類）
- 事業所の名称・所在地が明記されており、事業実在が確認出来る書類※
- 名称等ゴム印

※開業届（個人事業の場合）・事業許可証・賃貸借契約書・公共料金の請求書・取引先との請求書、納品書など、名称と所在地が明記されており、事業実在が確認できる書類を提出してください。また、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

確認資料 ※ 2

- 労働基準監督署で手続きをした労働保険関係成立届（控） ※二元適用事業の場合は不要
- 雇用保険被保険者証（雇用保険の加入歴がある場合） ※加入歴が不明な場合は、前職を確認します
- 労働者名簿・出勤簿（タイムカード・日報）・賃金台帳など（従業員の雇用年月日が確認できるもの）

※従業員の生年月日、マイナンバー、在留カードの内容（外国籍の方の加入時のみ）の記載が必要なため、把握しておいてください。（上記以外にも書類を求める場合があります。）

津島労働基準監督署、津島公共職業安定所のアクセス



注意事項

労働保険の成立と同時にを行う手続き

- ① 適用事業報告書
- ② 36協定書（時間外労働を行う場合）
- ③ 就業規則（労働者10名以上の場合）

（問合せ先）

- 津島労働基準監督署

〒496-0042

愛知県津島市寺前町3-87-4

Tel 0567-26-4155

Fax 0567-24-9289

- 津島公共職業安定所

〒496-0042

愛知県津島市寺前町2-3

Tel 0567-26-3158 (21#)

Fax 0567-26-1127